

保存期間：10年

資料	5
----	---

生保年金最高裁判決への対応等について

## ○ 最高裁判決(平成22年7月6日)の要旨

- (1) 所得税法第9条第1項第15号(現行第16号)にいう「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時ににおける価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。
- (2) 年金の方法により支払を受ける保険金(年金受給権)のうち有期定期金債権に当たるものについては、相続税法(平成22年度改正前の相続税法)第24条第1項第1号の規定により、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権の取得の時ににおける時価、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額とその残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の当該現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解される。
- (3) したがって、年金の各支給額のうち現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものということができ、所得税法第9条第1項第15号(現行第16号)により所得税の課税対象とならないものというべきである。
- (4) 本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第1回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解される。そうすると、本件年金の額は、すべて所得税の課税対象とならないから、これに対して所得税を課すことは許されないというべきである。

○ 相続税法（昭和25年法律第73号）（抄）【平成22年度改正前】

（定期金に関する権利の評価）

第二十四条 定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額は、次に掲げる金額による。

一 有期定期金については、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき給付金額の総額に、次に定める割合を乗じて計算した金額。ただし、一年間に受けるべき金額の十五倍を超えることができない。

残存期間が五年以下のもの 百分の七十

残存期間が五年を超え十年以下のもの 百分の六十

残存期間が十年を超え十五年以下のもの 百分の五十

残存期間が十五年を超え二十五年以下のもの 百分の四十

残存期間が二十五年を超え三十五年以下のもの 百分の三十

残存期間が三十五年を超えるもの 百分の二十

（以下省略）

○ 所得税法（昭和40年法律第33号）（抄）【平成22年度改正前】

（非課税所得）

第九条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

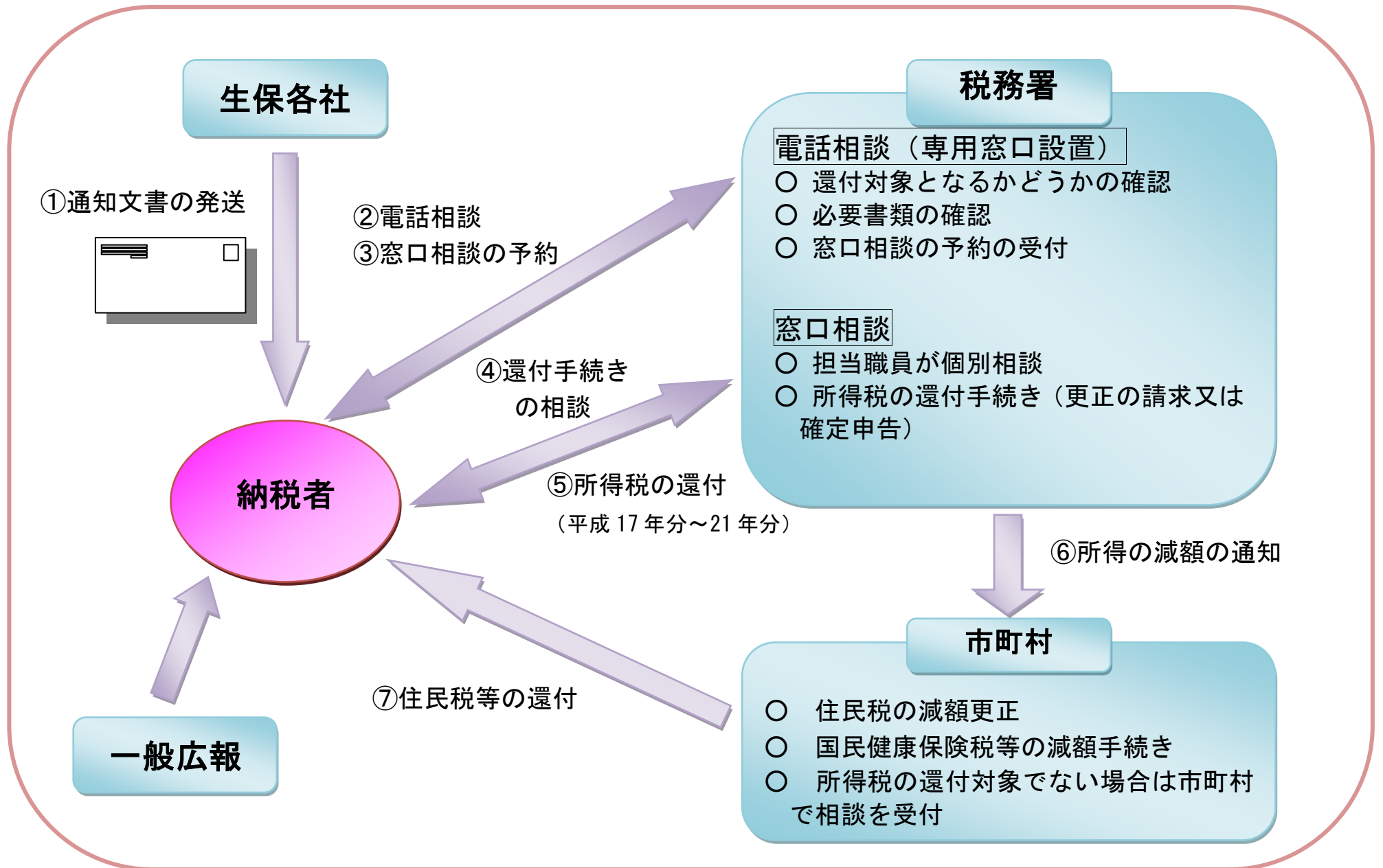
一 ～ 十四 （省略）

十五 相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）

（以下省略）



# 納税者対応のイメージ（過去5年以内分）



## 保険年金に関するお知らせ

○ 保険年金の取扱い変更による還付手続等は確定申告期間中も行ってあります。

- ◆ 税務署では、平成22年10月20日以降、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金（以下「保険年金」といいます。）の取扱いの変更による過去5年分の所得税の還付手続等の受付を行っております。この保険年金に関するご相談は、確定申告期間中も行ってあります。
- ◆ **税務署でのご相談は・・・**  
過去5年分の還付手続に関する税務署でのご相談については、皆様をお待たせすることなく、丁寧にご説明するために、お電話等で事前に相談日時のご予約をいただいております。  
なお、一般の確定申告に関するご相談は、直接税務署の相談会場にお越しください。
- ◆ **電話でのご相談は・・・**  
所轄の税務署にお電話いただきますと、自動音声でご案内いたします。ご用件の番号「0（ゼロ）」を選択していただきますと、確定申告に関するご相談と保険年金に関するご相談を担当者がお受けいたします。
- ◆ **国税庁ホームページでも・・・**  
国税庁ホームページでは、取扱い変更の対象となる方や還付手続の方法などの様々な情報や「保険年金の所得金額の計算のためのシステム」を掲載しておりますので、詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。